

## 市町受援計画策定支援業務委託事業者募集要領

### 1 趣 旨

この要領は、「市町受援計画策定支援業務」を委託するに当たり、効果的な企画制作を行うため、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に係る企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

### 3 委託業務の概要

#### (1) 業務名

市町受援計画策定支援業務

#### (2) 委託期間

契約日から令和2年3月31日まで

#### (3) 業務内容

市町受援計画策定支援業務委託仕様書による

#### (4) 委託料上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課南海トラフ対策グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2325

FAX番号 089-941-2160

メールアドレス bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

### 5 企画提案の参加資格

県の平成29～31年度競争入札参加資格を有する者で、次の事項に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者で

あること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続き開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 過去に地方公共団体等が発注した同種業務の請負実績があること。

## 6 募集要領の配布

- (1) 募集要領の掲載期間

令和元年 8 月 16 日（金）から 8 月 23 日（金）まで

- (2) 募集要領の交付方法

募集要領等は、(1) の間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧することができる。

※愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>)

## 7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式 1）を提出すること。

- (1) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

- (2) 質問および回答

質問がある場合は、上記（1）と併せて「質問票（様式 2）」を提出すること。回答は、参加申込者全員に対し行う（個別具体の提案内容は除く。）。

- (3) 提出期間

持参による場合は、令和元年 8 月 23 日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とする。なお、郵送による場合は、令和元年 8 月 23 日（金）17 時 15 分までの必着とする。

- (4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和元年 8 月 23 日（金）17 時 15 分までに、辞退届（様式 3）を提出すること。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式 4）	1 部
イ 法人・団体の概要書（様式 5）	1 部
ウ 企画提案書（様式指定なし）	8 部

エ 見積書（様式指定なし） 1部

(2) 企画提案書の作成方法

記述は、できる限り平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成のこと。

別添「評価基準」に基づき、別添「市町受援計画策定支援業務委託仕様書」の業務内容に掲げる項目について、具体的な提案を行うこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和元年9月2日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで）とする。なお、郵送による場合にあっては、令和元年9月2日（月）の17時15分までの必着とする。

(5) 留意事項

① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。

## 9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、市町受援計画策定支援業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。

(2) 審査会における書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。ただし、提案者が多数の場合は、書面審査による事前審査を行う場合がある。なお、事前審査を実施した場合、その結果は、全提案者へ通知する。

ア 実施日時 令和元年9月9日（月）（個別の開始時刻は別途通知する。）

イ 実施場所 愛媛県庁 第一別館3階 災害対策室

ウ 説明時間 プレゼンテーションは15分とし、ヒアリングは10分とする。

エ 説明者 本業務に従事予定の管理者1名及びその他の者2名以内とする。

(3) 審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

(4) 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行うこと。また、必要によりパソコン及びプロジェクターを使用した説明を認める。（パソコン及びプロジェクターは、県が準備する。当日使用するデータは、CD又はDVD等のメディアに保存して持参するか、あらかじめメールにて提出すること。

- (USBメモリーの使用は不可。) なお、当日は、提案者の責任で操作すること。)
- (5) 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。
  - (6) 選定の評価項目  
別添「評価基準」のとおり

## 1 0 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出したすべての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

## 1 1 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「市町受援計画策定支援業務委託仕様書」は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

## 1 2 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。